

平成17年1月25日臨時教育研究評議会議事要旨

本部棟大会議室

午後4時15分～4時55分

- 議長 佐々木総長
小宮山，桐野，渡辺，林，藤井各評議員（理事）
古田，石川両評議員（副学長）
高橋（宏），高橋（進），廣川，平尾，田中（知），松本，稲上，岸本，中地，
岡村，和達，山本（正），會田，長澤，神野，伊藤，浅島，兵頭，山本（泰），
佐藤，武藤，金子，海老塚，桂，河野，磯部，花田，武市，山本（雅），
山下代大久保，田中（明），仁田，西尾，石上，宮島，鈴木（洋），上田，
小池，橋本代宮野各評議員
岡本大学総合教育研究センター長
佐久間広報委員長
池上，上杉各理事
石黒監事
石堂，竹原各副理事
- 本部 弦本企画調整役，坂口，出澤，森，竹田各部長
西山，苔米地，平野，我妻，宮田，米谷各課長

1 平成17年度授業料及び予算について（資料1～4）

総長から，今般，政府予算案において授業料標準額値上げの改定が予定されていることについて，事柄の性質上，本教育研究評議会においてご審議いただきたい旨述べられた。

次いで，桐野理事から，資料1に基づき，本学の平成17年度予算額の総額は，前年度から増額予定であるが，内訳において，用途が限定されている特別教育研究経費を除く，教育研究経費等は約7億6千万円の減額であり，授業料の値上げを実施しない場合については，更に約3億3千万円の減額となるので，財務状況としては相当深刻な事態となる旨説明があった。

引き続き，古田副学長から，資料2に基づき，次のとおり説明があった。

国会審議による政府予算が成立した後，文部科学省令が改正され授業料標準額の値上げが決定した場合，運営費交付金が標準額による授業料収入を前提として措置されていること，また，授業料収入の不足分は年度ごとの累積性を有しているうえに，法人化初年度の決算も済んでおらず財政的な見通しをたてるのが困難であること等を勘案すると，遺憾ながら授業料の値上げを実施せざるを得ないことを，直接に影響のある受験生及び在學生に周知しなければならない時期であるため，本日，その基本方針についてご確認いただきたい。

本学の施策としては，国立大学として，世界の東京大学として，貧富の差を超えて優秀な人材を結集する責務及び将来の学術研究者を育成する使命に鑑みた場合，本学の競争相手である欧米の有力大学では，博士課程の學生に潤沢な奨学金を支給し，授業料を徴収している例が少なく，国内の私立大学においても，既に博士課程については国立大学よりも安く授業料を設定している大学が存在している事実，また，博士課程は親の収入に頼らない独立家計の學生の比率が高く，かつ，1000名近い外国人留學生が在籍しており，授業料の値上げにより有為の若者の学問への志を断ち切る危惧から，博士課程の授業料は据え置き，先述の財務上の困難から，学部及び修士課程の授業料はやむを得ず値

上げを実施するが、経済的困難を抱える学生に対しては、教員の研究費を削ってでも支援する決意をもって、本学の財務状況が許す限り学生支援の制度を強化する。なお、聴講生については値上げを実施するが、研究生については大学院外国人研究生の比率が高く、日本人でも修士以上の学位を有する研究生が多いことから据え置くこととする。

以上のことにより、博士課程の値上げを実施しない分の相当額については、全部局において応分の負担をお願いすることとなるが、当該措置は長期的な財務状況の見通しが未確定な段階にあるので、暫定的な措置としたい。

併せて、古田副学長から、資料3及び資料4に基づいて、授業料納付時期の変更に関する東京大学学部通則の一部を改正する規則及び東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則の一部を改正する規則について説明があった。

以上の説明の後、今回の経緯、手続等及び授業料標準額改定により発する諸問題等について意見交換が行われた。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、経営協議会に付議することとした。

なお、総長から、今後の具体的な学生支援の在り方等については、従来の実施方法を見直し、これまで以上に実効性があるものを準備したい旨述べられた。

2 懲戒処分について

総長から、教員懲戒手続規程に基づき報告があった。

3 理事・副学長の予定者について（資料5）

小宮山理事から、来年度からの理事・副学長の予定者について資料5のとおり報告があった。

4 その他

平成17年度会議等の予定について（資料6）